

会 議 録

会 議 の 名 称	委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成29年度第3回）
開 催 日 時	平成30年2月19日（月） 午後2時00分から午後3時10分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：(契約課) 西岡室長、田中課長、的場課長代理、浅野係長、服部係長、古川主任、今治係員 (総務管理課) 根本課長代理、平間係長 (上下水道経営室)、竹島上下水道経営室課長、北田課長代理、鈴木係長、矢方係員
案 件 名	案件1. 庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件2. 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件3. その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価員会議の次第書 ・ 評価員会構成員名簿 案件1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価一般競争入札執行調書（資料1） ・ 入札参加者評価点一覧及び評価基準採点表（資料2） ・ 落札者決定基準（資料3） ・ 庁舎清掃業務委託に係る仕様書（資料4） 案件2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価一般競争入札執行調書（資料1） ・ 入札参加者評価点一覧及び評価基準採点表（資料2） ・ 落札者決定基準（資料3） ・ 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託に係る仕様書（資料4）

決 定 事 項	案件 1、2 について、落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について意見聴取が行われた。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第 6 条第 7 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室契約課、総務管理課、上下水道経営室

審 議 内 容

《開会》

● 案件 1. 庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

評価員： 予定価格と調査基準価格は大体 7 割だったのか。

事務局： 本市の調査基準価格の設定が 70%から 90%の幅で設定することになっている。そして、70%の設定か最低賃金から算出した金額のどちらが高くなるか比較する。今回の場合、70%のほうが高いため、最低賃金を割らない状態での 70%の設定としている。

評価員： 研修の実施回数で差がついたが、業界的に各年ごとに実施するというような決まりがあるのか。

事務局： 業界の研修の体制というのは把握していないが、提出書類から確認すると、回数が 1 回ずつしか確認できなかった。

評価員： 庁舎清掃業務に関連した技術的な評価の対象の研修というのは、具体的に何か業界で決められた基準があるのか。具体的には、どういう研修を求めているのか。

事務局： 一般的な業務に関する研修というところで、特に基準は決めていない。

評価員： 現行の受注者の人材育成、または研修をされているのか疑問を感じるなど今まではなかったのか。

事務局： ない。

評価員： 研修の種類が多ければ、カウントが増えるというようなことになるのか。

事務局： そうである。

評価員： それぞれの研修を年 1 回やっていたら、5 点と 1 点の違いになるのか。

事務局： そうである。

評価員： 落札者決定基準 16 ページに求人情報の提供とあるが、庁舎清掃業務の求人というの

は、業者がどのルートで求人をしているか把握しているのか。

事務局： 把握はしていない。

評価員： 現在の委託事業者で、離職者が出た場合の補充は、すぐに対応できているのか。

事務局： 障害者の方の雇用を、何人雇用するという提案がされている方が離職した場合は、代わりにどういう方が入ってくるのか確認はしている。

評価員： 落札者決定基準 18 ページのボランティア活動で、A社の活動内容等が確認できないということだが、これは研修の仕組みはあるが、具体的な参加状況が確認できなかったという意味なのか。

事務局： A社の加点方法②従業員の方への参加の支援というところは、基本的に就業規則等で、ボランティア休暇を設けるという内容を評価している。今回はA社だけが就業規則でボランティアに対する休暇の内容が確認できなかったということである。

評価員： 落札者決定基準 23 ページに関して、就業規則に育児に関する記載がないままで、えるぼし認定は受けられるものなのか。

評価員： そうである。

評価員： えるぼし認定が確認できるかどうかという項目があるが、認定取得時に就業規則は出さなくてもいいのか。

評価員： 古い就業規則は、このあたりのことはきちんと書き込んでいないのがあると思う。

事務局： B社については、育児・介護休暇の取り組みの社内規定がないと思う。あと、取得状況も確認できなかった。そういう状況で、女性の採用・職域拡大への取り組みも無いということで、おそらくえるぼし認定を受けられなかったのではないかと思う。

評価員： 庁舎清掃は女性従業員のほうが多いのか。

事務局： 育児休業を取得しやすい環境についての周知や啓発活動は行っているようであるが、実態はわからない。

評価員： 育児休業をとるような年齢層ではないから、特に必要性もなく、会社側もそこまで配慮しなくても済んでいたのかもしれない。これからのことを考えると、きちんと実施してほしい。

評価員： 育児休業をとられる年齢層の人はおられない、あるいは少なかったとしても、介護休業をとる年齢層の人は逆に多いから、それは整備しとかなければいけない。

評価員： 価格で言えばB社が一番であるが、今回は価格だけでなく、会社の取り組みが評価された結果になっている。総合評価を実施して非常によかったと感じるのは、審査過程を見てもよくわかる。社会的価値評価、つまり労働環境の評価で60点満点のうち10ポイントの差があるところが、価格だけの評価であれば、そこに落ちつくわけである。ところが、労働環境が相対的によくなければ、当然、従業員の回転が早くなるので、スキルの定着が、絶えずこの業者は求められる。結果として、市

民サービスに影響があることも考えられる。それを未然に防ぐということからすると、非常に、総合評価の仕組みの重要性を立証しているようなケースだと思う。

● 案件 2. 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託に係る委託業務総合評価

二

般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

評価員： 案件 1 と違い、価格が分かれてしまったと思うが、予定価格も事後公表であるのか。

事務局： そうである。

評価員： 案件 2 についても、ほとんどのマンパワーの算定だと思うが、なぜこんなに上下差ができるのか、何か理由あるのか。各者の算定根拠のような資料の提出はあるのか。

事務局： 価格内訳書はついている。

評価員： なぜこんなに分かれたのか理由はわかるのか。

事務局： 人件費だけでは、なかなかここまで差は出ないと思うが、案件 2 には維持管理業務が入っているためだと思う。

事務局： 各社の積算の方法、人の配置によって変わるのかなというところで、なかなかその分析は難しいところである。

評価員： A社とB社が、ほぼ倍であるが、それほど配置との関係があるのか。

事務局： 人件費を最低賃金で見ているか、技術者として見ているかで、大分変わってくると思う。

評価員： 応札されるとき業者の積算の人件費の単価を、最低賃金というか非正規の非常に下のベースで見ているのか、あるいは実際、現有社員のデータをベースにされているのかによっても、大分変わるのではないかな。

それに、同一労働同一賃金とか、働き方改革とかいう風潮の中で、マンパワー、労務提供型の業務でこういった差が開くというのは、何かの理由があると思う。だから、枚方市としても、なぜこういう差が出るのか、どこに原因があるかというのは、分析するといいいのではないかな。そして、3社のうち2社が失格で、C社が100点満点ということになるが、100点満点というのは、複数で競い合ったときの優劣を決めるときに相対評価の1つの計算式を、1社しかない絶対的評価をするところに相対評価の計算式を持ってきているから、1社100点満点のところは落札するということになると、様々な課題が見えてこないのではないかなと思う。

評価員： 研修の回数に関して、枚方市としては年3回を想定しているが、業界的にはあまり想定していないから、これだけの開きが出てくるのか。案件1の業者は年1回の実施がほとんどで、複数回実施されているところは少なかったようであるが。こども5点の配点だが、今は年1回なので1点ずつとなっている。

事務局： そこまで把握はしていないが、実務的などところに応じた研修は、実施されているように見受けられる。

評価員： もしかしたら枚方市で考えている複数回というのは、一般的には1回か2回であるのか。

事務局： 今後検証していきたいと思う。

評価員： 研修の中身については指定していないため、技術的な研修、市民との対応の研修など、様々な研修があると思う。技術ばかりではなく、人との対応的なものまで毎回全員が受けているかどうかわからない。年1回で実施ということが、どのように理解して評価したらいいのかということ突き詰めると、難しくなる気がする。

事務局： 取り組みとしてそれだけ実施されているということは、評価していきたいと思っている。ただ、その回数的に設定が多過ぎるのかどうかというところは、また今後検証していきたい。

評価員： 意識的にある程度研修を実施していて、その実施回数をカウントすれば、点数の差が出るような設計には今はなっているのか。

事務局： そうである。

評価員： きれいに仕上げるといふこととか、あるいは出入りされる市民の方、職員の方との対応についても、一定のレベルをきちんと習得するということになると、年一回の技術力の向上に役に立つ研修の中身は何かということ、枚方市でイメージを持って、相手に求めないと、相手は何を求められているのかがよくわからないということもあろうかと思う。やはり人が変わることによって、提供される技術レベルが低位になるので、それを人材育成、人材の確保、定着、育成というプロセスを通じて上げていく、そこをきちんと見ることになると思う。どこの業界も、断言的なことは言えないが、人との関わりがある仕事の場合は、OJTや集団研修もあるが、職場できちんと教えていくとかいうことを、どこの業種、会社も強化されているのではないかと思う。上下水道局の庁舎清掃というのは、職員が仕事をしているときも、清掃は行われるのか。また庁舎に市民が出入りされることはあり得るのか。

事務局： 日常清掃については、勤務時間内にも実施される。これまで市民の方に、例えば清掃作業員の方について、ご意見をいただいているという事例はない。

評価員： 障害者の雇用がゼロであるが、落札決定した後、雇用してもらうためのアプローチはあるのか。それは、枚方市として、担当課はともかく、障害福祉や雇用の部署からアプローチして、そういう雇用確保につなげることはあるのか。

事務局： そういった担当部署に送付するというようなシステムはないので、あくまで評価時点における評価だけになってしまうというのが現状である。

評価員： 枚方市として、事業者に対してこういうものを望んでいるということ、評価の基準で明示していると思う。偶然、決定された事業者は、そういうことを水準に満たないということであったとしても、望ましい企業の姿としては、枚方市と取引してもらう場合には、一定の満たさなければならぬ基準が設定されていると思うので、そのあたりのフォローがあればいいのではないかと思う。

評価員： これは計画になっているが、実際の事実の発生するところまで見届けられるのか。

事務局： 雇用されたら、確認書類を提出することになっているので、一応そこでは担保するという事になっている。

評価員： 例えば、育児休業の規定がないのは違法状態である。評価する時点では法的な水準をクリアしていなかった場合、落札決定した後、その違法状態を是正するようしてもらわなければ、そこで働く人は、権利を行使できないという事態も起こるので、特に違法的な部分については、是正されればと思う。

評価員： 案件1の庁舎清掃のときの労働環境評価の結果を見ると、60点満点の44ポイントで、別の事業者が決まっている。案件2の場合は、価格の面で2社が失格になったから、案件1では、落札候補者の対象から外されているレベルの社会的評価の結果の業者が1社しかいないから、相対的なルールでその44点が満点になっている。ここがやはり工夫が要るような気がする。今後、1社しかいない場合の評価の例外的な取り扱いをしたほうがいいのではないか。

事務局： 事務局でも、この1社でこういった落札が決まってしまう部分については、価格で競争して、あとの評価の部分が何も競争されていない状況なので、果たしてそれが総合評価としてどうなのかというところの課題を認識はしている。そのあたりはまた来年度に向けて検討していく予定である。総合評価であるので、あくまでも評価部分に重点を置いていくべきであると考えている。そこを踏まえて制度の改正を考えている。

議長： 事業者には、個別点は公表されるのか。

事務局： ホームページ上では、個別点も含めて公表している。

評価員： 今回は2件あった中で、環境報告に対する報告書が出ていなくて0点が多かった。これは企業もというか、一般的に環境に対する認識が薄くなってきたのかなと危惧はある。これまでは、割と提出はあったのではないか。それとも、ISOは取っておられるから、報告書の発行まではいかないということなのか。

事務局： ISOは多くの業者が取得している。

評価員： こういう社会的評価というものに取り組んで来て、事業者の努力については、変わってきている面があると思う。今回ISOは別にしても、こちらのほうが環境報告書の発行のところまで手が回っていないところなのか。やはり今、人材不足、そちらの手当てのほうが優先課題になっているのかもしれない。

事務局： 制度などが優先されて、PR的な部分については、後回しにされている部分があると。

評価員： そうかもしれない。

評価員： 枚方市の社会的価値評価という項目で、業界から少し評価基準が厳し過ぎるのでは

ないかというような要望書が出されたことがあるのか。

事務局： 特にない。

以 上

《閉会》